

税務トピックス 四季報

第41回

「経済力向上計画」を

活用しましょう

「経営力向上計画」とは、条件に該当する中小企業（資本金や従業員数の制限あり）が、特定の書式に基づいて事業計画書を策定し、所管の省庁から認定を受けることで、優遇税制や金融支援などの特典を活用することができるようになる制度です。前回の税制改正で2年間延長（平成31年3月まで→令和3年3月まで）されたこの制度、設備投資のある会社は必ず活用すべきと考えます。

(1) 中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた「経済力向上計画」に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却（注1）または取得価額の10%の

税額控除（資本金三千万円超1億円以下の法人は7%）（注2）が選択適用できる制度です。

（注1）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）税額控除は、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

(2) 適用期限

令和3年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供することになっています。

「事業の用に供した日」とは、

一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいいます。機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品

等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

(3) 3大メリット

① 優遇税制の活用：即時償却もしくは10%の税額控除（資本金三千万円超の場合は7%）など

② 資金調達の活用：日本政策公庫での低金利融資

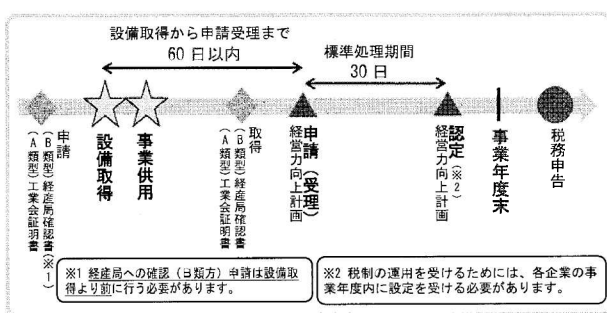
③ 補助金の優先採択：ものづくり補助金、事業承継補助金、小規模事業者持続化補助金での加点

(4) 対象設備

設備の種類	取得価額(円)
機械装置	160万以上
工具(測定工具及び検査工具が対象)	30万以上
器具備品	30万以上
建物附属設備	60万以上
ソフトウェア	70万以上

(5) 申請のながれ (ポイント)

① 設備取得から60日以内の申請でも例外的に認められる（原則は取得前に認定）
② 即時償却、税額控除を受ける際には決算事業年度末までに認定が必要
③ 申請から認定までに30日程度必要



(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤

Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL <http://www.office-m.co.jp/>

第136回 DEPSセミナー

テーマ『令和2年度 税制改正について』

令和2年度の与党税制改正大綱が発表されました。大きな目玉となるものはないものの、連結納税制度の見直し・国際的な租税回避への対応、未婚ひとり親への税制上の措置、電子データ保存方法の利便性向上、利子税・還付加算金等の割合引き下げ、国外財産調書制度の見直し、未利用地の活用促進、などが盛り込まれました。

セミナー当日は、その時点で判明している改正内容について解説します。

◆日時	令和2年2月19日(水) 13:30~15:00(予定)	◆受講料	お一人様2,000円(税込)
◆講師	税理士 光廣 昌史・税理士 中山 昌実(DEPSパートナー)	◆定員	20名
◆会場	広島城南リバーサイドB.L.D. 12階空室 〒730-0801 広島市中区寺町5番20号	◆お問合せ	株式会社 DEPS TEL.082-296-5080